

サービスコード		サービス内容略称						単位数	算定単位		
種類	項目										
A2	1111	訪問型独自サービス Ⅰ Ⅰ	訪問型サービス費（Ⅰ）（独自）	事業対象者・要支援 Ⅰ・Ⅱ（週 1 回程度） 1,176単位					1176	1 月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス Ⅰ Ⅰ 日割	訪問型サービス費（Ⅰ）（独自）	事業対象者・要支援 Ⅰ・Ⅱ（週 1 回程度） 39単位					39	1 日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス Ⅰ Ⅱ	訪問型サービス費（Ⅱ）（独自）	事業対象者・要支援 Ⅰ・Ⅱ（週 2 回程度） 2,349単位					2349	1 月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス Ⅰ Ⅱ 日割	訪問型サービス費（Ⅱ）（独自）	事業対象者・要支援 Ⅰ・Ⅱ（週 2 回程度） 77単位					77	1 日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス Ⅰ Ⅲ	訪問型サービス費（Ⅲ）（独自）	事業対象者・要支援 Ⅱ（週 2 回を超える程度） 3,727単位					3727	1 月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス Ⅰ Ⅲ 日割	訪問型サービス費（Ⅲ）（独自）	事業対象者・要支援 Ⅱ（週 2 回を超える程度） 123単位					123	1 日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合						所定単位数の 10% 減算	1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合						所定単位数の 15% 減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 Ⅲ	同一の建物等に移住する利用者の割合が100分の90以上の場合						所定単位数の 12% 減算		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算						200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 Ⅰ	生活機能向上連携加算		(Ⅰ) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)			100 単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 Ⅱ			(Ⅱ) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ)			200 単位加算	200		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算一	介護職員処遇改善加算		(1) 処遇改善加算 (Ⅰ)			所定単位数の 137/1000加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算二			(2) 処遇改善加算 (Ⅱ)			所定単位数の 100/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算三			(3) 処遇改善加算 (Ⅲ)			所定単位数の 55/1000加算			
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)			所定単位数の 63/1000加算		1 月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 Ⅱ			(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅱ)			所定単位数の 42/1000加算			
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算						所定単位数の 24/1000加算	1 月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算						所定単位数の 15% 加算		1 月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割							所定単位数の 15% 加算		1 日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算						所定単位数の 10% 加算		1 月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割							所定単位数の 10% 加算		1 日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算						所定単位数の 5% 加算		1 月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割							所定単位数の 5% 加算		1 日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 Ⅰ Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	週に1回程度の場合	12単位減算			-12	1 月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 Ⅰ Ⅰ 日割				1単位減算			-1	1 日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 Ⅰ Ⅱ			週に2回程度の場合	23単位減算			-23	1 月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 Ⅰ Ⅱ 日割				1単位減算			-1	1 日につき	

A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3			週に3回程度の場合	37単位減算	-37	1 月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割				1単位減算	-1	1日につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				単位数	算定単位
種類	項目					給付率		
A3	1001	訪問型サービスAー1（1割負担）	訪問型サービスAー	1回235単位 要支援1:週1回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2:週2回まで※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	235	1回につき
A3	1002	訪問型サービスAー2（2割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	235	
A3	1003	訪問型サービスAー3（3割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	235	
A3	1201	訪問型サービスAー4（4割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービス：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	235	
A3	1004	訪問型サービスAニ1（短時間／1割負担）	訪問型サービスAニ	1回117単位 要支援1:週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週4回 要支援2:週4回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週6回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	117	1回につき
A3	1005	訪問型サービスAニ2（短時間／2割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	117	
A3	1006	訪問型サービスAニ3（短時間／3割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	117	
A3	1211	訪問型サービスAニ4（短時間／4割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービス：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	117	
A3	1007	訪問型サービスA三1（シルバー／1割負担）	訪問型サービスA三	1回150単位 要支援1:週1回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週2回 要支援2:週2回まで ※アセスメント等により必要とされた場合は週3回 事業対象者:原則要支援1と同じ扱い※例外事項により要支援2程度と判断された場合は要支援2と同じ扱い	シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	154	1回につき
A3	1008	訪問型サービスA三2（シルバー／2割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	154	
A3	1009	訪問型サービスA三3（シルバー／3割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	154	
A3	1221	訪問型サービスA三4（シルバー／4割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービス：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	154	
A3	1010	訪問型サービスA四1（買物支援／1割負担）	訪問型サービスA四	1回204単位 週1回	シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	209	1回につき
A3	1011	訪問型サービスA四2（買物支援／2割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	209	
A3	1012	訪問型サービスA四3（買物支援／3割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	209	
A3	1231	訪問型サービスA四4（買物支援／4割負担）			シルバー人材センターが提供する買物支援サービス：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	209	
A3	1013	訪問型サービスAー1初回加算（1割負担）	訪問型サービスAー 初回加算		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3	1014	訪問型サービスAー2初回加算（2割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3	1015	訪問型サービスAー3初回加算（3割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3	1301	訪問型サービスAー4初回加算（4割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3	1016	訪問型サービスAニ1初回加算（短時間／1割負担）	訪問型サービスAニ 初回加算		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	200	1月につき
A3	1017	訪問型サービスAニ2初回加算（短時間／2割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	200	
A3	1018	訪問型サービスAニ3初回加算（短時間／3割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	200	
A3	1311	訪問型サービスAニ4初回加算（短時間／4割負担）			介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスの初回加算：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	200	
A3	1019	訪問型サービスA三1初回加算（シルバー／1割負担）	訪問型サービスA三 初回加算		シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：1割負担の利用者が利用する場合に使用	90%	154	1月につき
A3	1020	訪問型サービスA三2初回加算（シルバー／2割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：2割負担の利用者が利用する場合に使用	80%	154	
A3	1021	訪問型サービスA三3初回加算（シルバー／3割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	70%	154	
A3	1321	訪問型サービスA三4初回加算（シルバー／4割負担）			シルバー人材センターが提供する生活支援サービスの初回加算：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	60%	154	

志摩市総合事業サービスコード			志摩市独自基準訪問型サービス（志摩市総合事業　基準緩和型訪問サービス指定事業者用）					令和6年4月	
サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目						給付率		
A3	1052	訪問型サービスC	訪問型サービスC	1回500単位　週1回　3ヶ月1クール（1クール最大12回まで）	訪問型サービスC（短期集中訪問型サービス）を利用する際に使用		100%	500	1回につき
A3	1053	訪問型サービスC初回加算	訪問型サービスC初回加算		訪問型サービスC（短期集中訪問型サービス）の初回加算を付ける際に使用	300　単位加算	100%	300	1月につき
A3	1022	訪問型サービスA－1処遇改善加算－（1割負担）	訪問型サービスA－ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	90%	32	1回につき
A3	1023	訪問型サービスA－1処遇改善加算二（1割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	90%	23	
A3	1024	訪問型サービスA－1処遇改善加算三（1割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	90%	12	
A3	2011	訪問型サービスA－1特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の63/1000加算	90%	14	1回につき
A3	2012	訪問型サービスA－1特定処遇改善加算2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の42/1000加算	90%	9	
A3	3011	訪問型サービスA－1ベースアップ等支援加算（1割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算	90%	5	1回につき
A3	1027	訪問型サービスA－2処遇改善加算－（2割負担）	訪問型サービスA－ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	80%	32	1回につき
A3	1028	訪問型サービスA－2処遇改善加算二（2割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	80%	23	
A3	1029	訪問型サービスA－2処遇改善加算三（2割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	80%	12	
A3	2021	訪問型サービスA－2特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の63/1000加算	80%	14	1回につき
A3	2022	訪問型サービスA－2特定処遇改善加算2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の42/1000加算	80%	9	
A3	3021	訪問型サービスA－2ベースアップ等支援加算（2割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算	80%	5	1回につき
A3	1032	訪問型サービスA－3処遇改善加算－（3割負担）	訪問型サービスA－ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	70%	32	1回につき
A3	1033	訪問型サービスA－3処遇改善加算二（3割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	70%	23	
A3	1034	訪問型サービスA－3処遇改善加算三（3割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	70%	12	
A3	2031	訪問型サービスA－3特定処遇改善加算1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の63/1000加算	70%	14	1回につき
A3	2032	訪問型サービスA－3特定処遇改善加算2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の42/1000加算	70%	9	
A3	3031	訪問型サービスA－3ベースアップ等支援加算（3割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算	70%	5	1回につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位		
種類	項目						給付率				
A3	1401	訪問型サービスAー4 処遇改善加算一（4割負担）	訪問型サービスAー 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	60%	32	1回につき	
A3	1411	訪問型サービスAー4 処遇改善加算二（4割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	60%	23		
A3	1421	訪問型サービスAー4 処遇改善加算三（4割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスに対する 処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	60%	12		
A3	2041	訪問型サービスAー4 特定処遇改善加算 1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算	60%	14	1回につき	
A3	2042	訪問型サービスAー4 特定処遇改善加算 2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算	60%	9		
A3	3041	訪問型サービスAー4 ベースアップ等支援加算（4割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算					所定単位数の 24/1000加算	60%	5	1回につき
A3	1037	訪問型サービスA二1 処遇改善加算一（短時間／1割負担）	訪問型サービスA二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅰ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	90%	16	1回につき	
A3	1038	訪問型サービスA二1 処遇改善加算二（短時間／1割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅱ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	90%	11		
A3	1039	訪問型サービスA二1 処遇改善加算三（短時間／1割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅲ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	90%	6		
A3	2211	訪問型サービスA二1 特定処遇改善加算 1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算	90%	7	1回につき	
A3	2212	訪問型サービスA二1 特定処遇改善加算 2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算	90%	4		
A3	3211	訪問型サービスA二1 ベースアップ等支援加算（短時間／1割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算					所定単位数の 24/1000加算	90%	2	1回につき
A3	1042	訪問型サービスA二2 処遇改善加算一（短時間／2割負担）	訪問型サービスA二 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅰ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	80%	16	1回につき	
A3	1043	訪問型サービスA二2 処遇改善加算二（短時間／2割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅱ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	80%	11		
A3	1044	訪問型サービスA二2 処遇改善加算三（短時間／2割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）		介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅲ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	80%	6		
A3	2221	訪問型サービスA二2 特定処遇改善加算 1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の 63/1000加算	80%	7	1回につき	
A3	2222	訪問型サービスA二2 特定処遇改善加算 2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の 42/1000加算	80%	4		
A3	3221	訪問型サービスA二2 ベースアップ等支援加算（短時間／2割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算					所定単位数の 24/1000加算	80%	2	1回につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位	
種類	項目						給付率			
A3	1047	訪問型サービスAニ3 処遇改善加算一（短時間／3割負担）	訪問型サービスAニ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	70%	16	1回につき	
A3	1048	訪問型サービスAニ3 処遇改善加算二（短時間／3割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	70%	11		
A3	1049	訪問型サービスAニ3 処遇改善加算三（短時間／3割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	70%	6		
A3	2231	訪問型サービスAニ3 特定処遇改善加算 1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000加算	70%	7	1回につき	
A3	2232	訪問型サービスAニ3 特定処遇改善加算 2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000加算	70%	4		
A3	3231	訪問型サービスAニ3 ベースアップ等支援加算（短時間／3割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000加算	70%	2	1回につき
A3	1451	訪問型サービスAニ4 処遇改善加算一（短時間／4割負担）	訪問型サービスAニ 処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	60%	16	1回につき	
A3	1461	訪問型サービスAニ4 処遇改善加算二（短時間／4割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	60%	11		
A3	1471	訪問型サービスAニ4 処遇改善加算三（短時間／4割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型短時間サービスに対する 処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	60%	6		
A3	2241	訪問型サービスAニ4 特定処遇改善加算 1	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000加算	60%	7	1回につき	
A3	2242	訪問型サービスAニ4 特定処遇改善加算 2			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000加算	60%	4		
A3	3241	訪問型サービスAニ4 ベースアップ等支援加算（短時間／4割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000加算	60%	2	1回につき
A3	1501	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算一の1（1割負担）	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算Ⅰ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 137/1000加算	90%	27	1月につき	
A3	1502	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算二の1（1割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算Ⅱ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 100/1000加算	90%	20		
A3	1503	訪問型サービスA 初回加算に係る処遇改善加算三の1（1割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する 処遇改善加算Ⅲ：1割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の 55/1000加算	90%	11		
A3	2111	訪問型サービスA 初回加算に係る特定処遇改善加算 1（1割負担）	介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 63/1000加算	90%	12	1月につき	
A3	2112	訪問型サービスA 初回加算に係る特定処遇改善加算 2（1割負担）			(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 42/1000加算	90%	8		
A3	3111	訪問型サービスA 初回加算に係るベースアップ等支援加算（1割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算				所定単位数の 24/1000加算	90%	4	1月につき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					単位数	算定単位
種類	項目						給付率		
A3	1511	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一の2（2割負担）	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の137/1000加算	80%	27	1月につき
A3	1512	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二の2（2割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の100/1000加算	80%	20	
A3	1513	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算三の2（2割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：2割負担の利用者の場合に使用	所定単位数の55/1000加算	80%	11	
A3	2121	訪問型サービスA初回加算に係る特定処遇改善加算1（2割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の63/1000加算	80%	12	1月につき
A3	2122	訪問型サービスA初回加算に係る特定処遇改善加算2（2割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の42/1000加算	80%	8	
A3	3121	訪問型サービスA初回加算に係るベースアップ等支援加算（2割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算	80%	4	1月につき
A3	1521	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一の3（3割負担）	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	70%	27	1月につき
A3	1522	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二の3（3割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	70%	20	
A3	1523	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算三の3（3割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者及び1割及び2割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	70%	11	
A3	2131	訪問型サービスA初回加算に係る特定処遇改善加算1（3割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の63/1000加算	70%	12	1月につき
A3	2132	訪問型サービスA初回加算に係る特定処遇改善加算2（3割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の42/1000加算	70%	8	
A3	3131	訪問型サービスA初回加算に係るベースアップ等支援加算（3割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算	70%	4	1月につき
A3	1531	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算一の4（4割負担）	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算	(1) 処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅰ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の137/1000加算	60%	27	1月につき
A3	1532	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算二の4（4割負担）		(2) 処遇改善加算（Ⅱ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅱ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の100/1000加算	60%	20	
A3	1533	訪問型サービスA初回加算に係る処遇改善加算三の4（4割負担）		(3) 処遇改善加算（Ⅲ）	介護サービス事業所等が提供する基準緩和型の訪問型サービスの初回加算に対する処遇改善加算Ⅲ：3割負担の利用者が給付制限の対象となる場合に使用	所定単位数の55/1000加算	60%	11	
A3	2141	訪問型サービスA初回加算に係る特定処遇改善加算1（4割負担）	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の63/1000加算	60%	12	1月につき
A3	2142	訪問型サービスA初回加算に係る特定処遇改善加算2（4割負担）		(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の42/1000加算	60%	8	
A3	3141	訪問型サービスA初回加算に係るベースアップ等支援加算（4割負担）	介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1000加算	60%	4	1月につき